

令和6年度 睦沢町奨学資金募集案内

制度の目的

睦沢町奨学資金貸付制度は、大学、高等専門学校または専修学校に入学が決定、もしくは在学する方で、学業成績が優秀かつ健康であり、経済的理由などにより学資の支弁が困難と認められる方に対し、修学上必要な学資の貸付を行うことにより修学を容易にし、有為な人材を育成することを目的としています。

貸付対象

- ① 町内に住所を有し、大学（短期大学含む・大学院除く）、高等専門学校（第4学年・第5学年・専攻科）または専修学校（専門課程）に入学が決定、もしくは在学している方
- ② 上記①の方が町外に住所を有している場合は、監護する方が町内に住所を有していることが必要です。

貸付額

区分	種類	修学費	就学支度費（入学時のみ）
大学（短期大学含む・大学院を除く）		月額3万円以内	30万円以内
高等専門学校（第4学年・第5学年・専攻科）			
専修学校（専門課程）			

貸付期間

奨学資金の貸付期間は、大学、高等専門学校または専修学校の正規の就学期間が終了する月までです。留年などにより正規の就学期間を超える期間や大学院等に進学した場合などは、貸付を行いません。

貸付要件

次のすべてを満たす方が奨学生の対象となります。

- (1) 学業成績が優秀であること。
- (2) 経済的理由によって就学が困難であること。
- (3) 貸し付けた奨学資金について十分な償還能力があること。
- (4) 連帯保証人（2人）をたてられること。

※連帯保証人とは、民法第454条の規定により、申請者と連帯して奨学資金返済の債務を負担する者で、奨学資金の債務を弁済する能力を有し、身元が確実で独立の生計を営む成年者でなければなりません。なお、そのうち1人は申請者を監護する者（保護者等）でなければなりません。

申請受付

申請は随時受け付けていますが、令和6年4月から貸付けを希望する場合は、令和6年2月29日（木）までに、申請してください。

なお、本町の奨学資金は他の奨学金制度と併用が可能ですが、他方の制度上では併願・併用不可となっている場合もありますので、あらかじめ十分ご確認ください。

貸付の審査および決定

提出書類の内容審査の上で、貸付の可否を決定します。なお、貸付決定者が多い場合は、希望している貸付申請額を下回る額で貸付決定されることがありますので、ご了承ください。

返済方法等

- (1) 奨学資金の貸付が終了した月の6か月後から10年以内に借り受けた奨学資金の全額を月賦または半年賦で返済していただきます。
- (2) 奨学資金に利息は付きません（無利息）
ただし、返済期日までに返済がなかった場合は、その返済期日の翌日から実際に返済のあった日までの期間に応じ、睦沢町諸収入金の督促及び延滞金徴収並びに滞納処分条例の規定により計算した額に相当する延滞利息を加算して納付いただきます。

裏面に続きます

提出書類

提出書類に不備がある場合や書類が揃っていない場合は、受付できません。
また、提出された書類はお返しできませんので、あらかじめご了承ください。

種類		説明等
①	奨学資金貸付申請書 (※指定様式)	・記載漏れがないようにしてください。 ・必ず本人が署名してください。
②	入学許可書等(写し) または 在学証明書(原本)	【新入学生】入学許可書、合格通知書 【在学学生】在学証明書(学校から取り寄せてください。)
③	住民票(原本)	申請者の世帯全員
④		保護者以外の 連帯保証人
⑤	令和5年中の収入状況を 証明するもの	申請者の世帯全員
⑥		保護者以外の 連帯保証人
⑦	連帯保証人の納税証明書(原本)	・令和3年度から令和5年度分 ・連帯保証人の2人分が必要です。滞納がないことが貸付の条件になります。 ・住所地の市区町村で取得してください。
⑧	連帯保証人の印鑑登録証明書(原本)	・連帯保証人の2人分が必要です。
⑨	学業成績証明書(原本) または 調査書(原本)	・校長、学長が証明するもの 【在学学生】学業成績証明書 ⇒在学から取り寄せてください。
⑩	学術優良かつ健康であることの推薦書 (※指定様式)	【新入学生】調査書 ⇒最終出身校から取り寄せてください。
【その他注意事項】 ・③④の住民票、⑦の納税証明書および⑧の印鑑登録証明書は、書類提出日において、発行から3か月以内のものを提出してください。 ・申請者の印鑑をお持ちください。		

書類提出・問い合わせ先

〒299-4413 千葉県長生郡睦沢町上之郷 1654-1 睦沢町立中央公民館内
睦沢町教育委員会 教育課 学校教育班 TEL : 0475-44-2509